

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きるときは、
翌日が休日に当たるとき)

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

目 次

◆ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定

土地改良事業の認可(十七件)

土地改良事業計画の変更の認可

保安林の指定の解除予定(二件)

◆ 選管告示 鳥取県知事選挙におけるポスターの掲示の開始の日

診療科目	診断に係る障	氏名	勤務先
内科	じん臓機能障害	萬治忠福	東伯郡三朝町山田八二七 岡山大学医学部附属病院三朝分院
内科	呼吸器機能障害	西尾太郎	鳥取市三津八七六
小児科	肢体不自由	竹下研三	鳥取市立鳥取療養所
外科・脳神経外科	肢体不自由	田辺憲直	米子市西町三六一 田辺外科医院
小兒科	心臓機能障害	白石真博	米子市道笑町四一九五
脳神経外科	肢体不自由	安藤晋也	米子市西町三六一 鳥取大学医学部附属病院
			米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院

鳥取県告示第百三十一号

若桜町から申請のあつた町営土地改良(広畠地区は場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十三号

東伯町から申請のあつた町営土地改良（公文地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十四号

福部村から申請のあつた村営土地改良（浜湯山（黒谷）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十六号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（二部下地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十七号

溝口町から申請のあつた町営土地改良（中島地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十五号

福部村から申請のあつた村営土地改良（山湯山地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

三

3 昭和57年2月12日 金曜日

鳥 取 県 公 報

第5330号

鳥取県告示第百三十八号

福部村から申請のあつた村営土地改良（浜湯山（多鯰ヶ池）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県告示第百四十一号

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（上高野地区暗きよ排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

福部村から申請のあつた村営土地改良（山湯山（溝尻）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県告示第百四十二号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（上高野地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第百四十号

鳥取県知事 平 林 鴻 三

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（上高野地区農地造成）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項にお

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十九号

福部村から申請のあつた村営土地改良（浜湯山（多鯰ヶ池）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

赤崎町から申請のあつた町営土地改良（浜湯山（多鯰ヶ池）地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和57年2月12日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県告示第四十三号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（湖山地区農業用用排水と農道整備を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十四号

鳥取県告示第百四十四号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（布勢地区農道整備と農業用用排水を一体としたもの）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十六号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（鳥取南部（玉津）地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十七号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（足山地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

鳥取県告示第百四十五号

三朝町から申請のあつた町営土地改良（本泉地区農業用用排水）事業は、

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

109

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百四十八号

鳥取市から申請のあつた市営土地改良（尾崎地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
米子市夜見町字砂濱三 三〇九七の一、三〇九七の二、三〇九八の二
(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百四十九号
郡家町から申請のあつた町営土地改良（上津黒地区農道舗装）事業計画の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十七年二月六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五一號

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和57年2月12日 金曜日

鳥 取 県 公 報

一 解除予定に係る保安林の所在場所
岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五八の一（次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的
魚つき

三 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十七年三月十四日執行予定の鳥取県知事選挙における公職選挙法
(昭和二十五年法律第二百号) 第百四十四条の二第一項のポスター掲示場に
同法第二百四十三条第一項第四号の二及び第五号のポスターを掲示すること
ができることとなる日を昭和五十七年二月十七日と定めたので、同法第二百
四十四条の二第五項の規定により告示する。

昭和五十七年二月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 藏

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月一千二百円（送料を含む。）】